

令和 8 年 9 月 1 日 開 会

①

令和 8 年第 3 回茨城県議会定例会議案

茨 城 県

令和 8 年第 3 回茨城県議会定例会議案目次

	頁
第 93 号議案 令和 8 年度茨城県一般会計補正予算（第 2 号）	1
第 94 号議案 令和 8 年度茨城県港湾事業特別会計補正予算（第 1 号）	11
第 95 号議案 令和 8 年度茨城県都市計画事業土地区画整理事業特別会計補正予算（第 1 号）	14
第 96 号議案 児童福祉法に基づき児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例等の一部を改正する条例 …	17
第 97 号議案 茨城県幼稚園型認定こども園、保育所型認定こども園及び地方裁量型認定こども園の認定要件に関する条例等の一部を改正する条例	18
第 98 号議案 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律に基づき幼保連携型認定こども園の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例	20
第 99 号議案 児童福祉法に基づき一時保護委託者の登録等に関する基準を定める条例	21
第100号議案 茨城県都市公園条例の一部を改正する条例	25

条 例 ・ そ の 他

第96号議案

児童福祉法に基づき児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める 条例等の一部を改正する条例

(児童福祉法に基づき児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正)

第1条 児童福祉法に基づき児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成24年茨城県条例第61号）の一部を次のように改正する。

第13条の2の次に次の1条を加える。

(児童対象性暴力等の防止)

第13条の3 児童福祉施設（助産施設，児童厚生施設（児童館を除く。），児童発達支援センター，児童家庭支援センター及び里親支援センターを除く。）の設置者は，法第45条第7項において準用する法第21条の5の18第4項の規定に基づき，児童対象性暴力等を防止し，及び児童対象性暴力等が行われた場合に児童を適切に保護するため，児童等対象業務従事者に係る犯罪事実確認その他の必要な措置を講じなければならない。

(児童福祉法に基づき指定障害児通所支援の事業の設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部改正)

第2条 児童福祉法に基づき指定障害児通所支援の事業の設備及び運営に関する基準等を定める条例（平成24年茨城県条例第71号）の一部を次のように改正する。

第46条を次のように改める。

(児童対象性暴力等の防止)

第46条 指定児童発達支援事業者は，法第21条の5の18第4項の規定に基づき，児童対象性暴力等を防止し，及び児童対象性暴力等が行われた場合に障害児を適切に保護するため，児童等対象業務従事者に係る犯罪事実確認その他の必要な措置を講じなければならない。

第76条、第76条の2、第79条の9及び第87条中「第45条まで，第47条から」を削る。

(児童福祉法に基づき指定障害児入所施設の設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部改正)

第3条 児童福祉法に基づき指定障害児入所施設の設備及び運営に関する基準等を定める条例（平成24年茨城県条例第72号）の一部を次のように改正する。

第44条を次のように改める。

(児童対象性暴力等の防止)

第44条 指定福祉型障害児入所施設の設置者は，法第24条の11第4項において準用する法第21条の5の18第4項の規定に基づき，児童対象性暴力等を防止し，及び児童対象性暴力等が行われた場合に障害児を適切に保護するため，児童等対象業務従事者に係る犯罪事実確認その他の必要な措置を講じなければならない。

付 則

この条例は、令和8年12月25日から施行する。

令和8年9月1日提出

茨城県知事 大井川 和彦

第97号議案

茨城県幼稚園型認定こども園、保育所型認定こども園及び地方裁量型認定こども園の認定要件に関する条例等の一部を改正する条例

(茨城県幼稚園型認定こども園、保育所型認定こども園及び地方裁量型認定こども園の認定要件に関する条例の一部改正)

第1条 茨城県幼稚園型認定こども園、保育所型認定こども園及び地方裁量型認定こども園の認定要件に関する条例（平成18年茨城県条例第64号）の一部を次のように改正する。

第4条第2号中「35人」を「30人」に改める。

第5条に次の2項を加える。

- 2 前項第1号、第2号及び第4号の規定により置かなければならない保育士の資格を有する者については、1人に限って、当該認定こども園に勤務する理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、心理担当職員（学校教育法の規定による大学（短期大学を除く。）若しくは大学院において、心理学を専修する学科、研究科若しくはこれに相当する課程を修めて卒業した者であって、個人及び集団心理療法の技術を有するもの又はこれと同等以上の能力を有すると認められる者をいう。）又は障害児の療育に関する知識及び経験を有する者であって、障害児の療育の指導を行う業務に5年以上従事した経験を有するもののいずれかに該当し、かつ、子育てに関する知識及び経験を有する者（以下「特定理学療法士等」という。）をもって代えることができる。ただし、当該特定理学療法士等は、補助者として従事する場合を除き、教育課程に基づく教育に従事してはならず、当該特定理学療法士等が保育を行うに当たっては、保育士の資格を有する者による支援を受けることができる体制を確保しなければならない。

- 3 前項の規定により、第1項第1号の規定により置かなければならない保育士の資格を有する者について特定理学療法士等をもって代える場合は、当該特定理学療法士等の数は、前条第1号の規定により置かなければならない職員の数の3分の1を超えてはならない。

付則第2項中「第5条第3号」を「第5条第1項第3号」に改める。

付則第3項中「第5条第4号」を「第5条第1項第4号」に改める。

付則第4項中「第5条第1号」を「第5条第1項第1号」に改める。

付則第5項中「第5条第1号」を「第5条第1項第1号」に、「養護をつかさどる主幹教諭」を「主幹養護教諭、主務養護教諭」に改める。

付則第6項中「第5条第2号」を「第5条第1項第2号」に改める。

付則第7項及び第8項中「第5条第1号」を「第5条第1項第1号」に改める。

付則第9項中「次の」を「第5条第2項の規定により同条第1項第1号の規定により置かなければならない保育士の資格を有する者について特定理学療法士等をもって代える場合及び次の」に改め、「おいては、」の次に「当該特定理学療法士等及び」を加え、同項の表付則第5項の項中「第5条第1号」を「第5条第1項第1号」に改め、同表付則第6項の項中「第5条第2号」を「第5条第1項第2号」に改め、同表付則第7項の項及び付則第8項の項中「第5条第1号」を「第5条第1項第1号」に改める。

付則に次の1項を加える。

- 10 第5条第2項及び付則第8項の規定により特定理学療法士等及び看護師等のいずれもが保育を行う場合には、同条第2項ただし書の規定により当該特定理学療法士等の支援を行う者は、付則第8項ただし書の規定により当該看護師等の支援を行う者と兼ねることができない。

(茨城県幼稚園型認定こども園、保育所型認定こども園及び地方裁量型認定こども園の認定要件に関する条例の一部を

改正する条例の一部改正)

第2条 茨城県幼稚園型認定こども園、保育所型認定こども園及び地方裁量型認定こども園の認定要件に関する条例の一部を改正する条例（令和6年茨城県条例第61号）の一部を次のように改正する。

付則第2項中「第4条第1号」を「（次項において「改正後の条例」という。）第4条第1号」に、「当分の間」を「令和10年3月31日までの間」に改め、「、同号エ中「25人」とあるのは「30人」と」を削る。

付則に次の1項を加える。

3 改正後の条例第4条第1号の規定の適用については、当分の間、子どもに対する教育及び保育に従事する者の配置の状況に鑑み、教育及び保育の提供に支障を及ぼすおそれがあるときは、同号エ中「25人」とあるのは「30人」とする。

付 則

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- 2 この条例の施行の際現に存する幼稚園型認定こども園、保育所型認定こども園及び地方裁量型認定こども園における1学級の子どもの数については、第1条の規定による改正後の茨城県幼稚園型認定こども園、保育所型認定こども園及び地方裁量型認定こども園の認定要件に関する条例第4条第2号後段の規定にかかわらず、令和14年3月31日までの間は、なお従前の例によることができる。

令和8年9月1日提出

茨城県知事 大井川 和彦

第98号議案

就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律に基づき幼保連携型認定こども園の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律に基づき幼保連携型認定こども園の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成26年茨城県条例第42号）の一部を次のように改正する。

第4条の2の次に次の1条を加える。

（児童対象性暴力等の防止）

第4条の3 幼保連携型認定こども園の設置者は、法第13条第6項において準用する法第6条の規定に基づき、児童対象性暴力等を防止し、及び児童対象性暴力等が行われた場合に園児を適切に保護するため、児童等対象業務従事者に係る犯罪事実確認その他の必要な措置を講じなければならない。

第5条第2項中「35人」を「30人」に改める。

第6条第1項中「指導保育教諭」の次に「主務保育教諭」を加え、同条第5項第2号中「主幹養護教諭」の次に「主務養護教諭」を加える。

第15条第1項の表第6条第1項の項読み替える字句の欄及び同条第2項中「第14条第6項」を「第14条第7項」に改める。

付 則

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第4条の2の次に1条を加える改正規定は、令和8年12月25日から施行する。
- 2 この条例の施行の際現に存する幼保連携型認定こども園における1学級の園児数については、この条例による改正後の就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律に基づき幼保連携型認定こども園の設備及び運営に関する基準を定める条例第5条第2項の規定にかかわらず、令和14年3月31日までの間は、なお従前の例によることができる。

令和8年9月1日提出

茨城県知事 大井川 和彦

第99号議案

児童福祉法に基づき一時保護委託者の登録等に関する基準を定める条例

(趣旨)

第1条 この条例は、児童福祉法（昭和22年法律第164号。以下「法」という。）第34条の22第2項の規定に基づき、一時保護委託者の登録等に関する基準（以下「最低基準」という。）を定めるものとする。

(定義)

第2条 この条例で使用する用語は、法及び一時保護委託者の登録等に関する基準（令和8年内閣府令第16号）で使用する用語の例による。

(最低基準の目的等)

第3条 最低基準は、登録一時保護委託施設に入所している児童が、明るくて、衛生的な環境において、素養があり、かつ、適切な訓練を受けた職員（児童相談所長及び登録一時保護委託者の管理者を含む。）の支援により、心身ともに健やかにして、安全な生活を送ることを保障するものとする。

2 県は、最低基準を常に向上させるように努めるものとする。

(登録一時保護委託者の一般原則)

第4条 登録一時保護委託者は、入所している児童の権利に十分配慮するとともに、一人一人の人格を尊重して、その運営を行わなければならない。

2 登録一時保護委託者は、入所している児童の国籍、信条、社会的身分等によって、差別的取扱いをしてはならない。

3 登録一時保護委託者は、法第33条第1項又は第2項に規定する一時保護の目的を達成するために必要な設備を設けなければならない。

(児童の権利の制限)

第5条 登録一時保護委託者は、正当な理由なく、児童の権利を制限してはならない。

2 登録一時保護委託者は、前項に規定する正当な理由があり、やむを得ず児童の権利を制限する場合は、その理由について十分な説明を行い、児童の理解を得るよう努めなければならない。

(児童の行動の制限)

第6条 登録一時保護委託者は、施設等により児童の行動を制限してはならない。

(虐待等の禁止)

第7条 登録一時保護委託者の職員は、入所中の児童に対し、法第33条の10第1項各号に掲げる行為その他当該児童の心身に有害な影響を与える行為をしてはならない。

(児童対象性暴力等の防止)

第8条 登録一時保護委託者は、法第34条の22第6項において準用する法第21条の5の18第4項の規定に基づき、児童対象性暴力等を防止し、及び児童対象性暴力等が行われた場合に児童を適切に保護するため、児童等対象業務従事者に係る犯罪事実確認その他の必要な措置を講じなければならない。

(非常災害対策)

第9条 登録一時保護委託者は、登録一時保護委託施設において、軽便消火器等の消火用具、非常口その他非常災害に必要な設備を設けなければならない。

2 登録一時保護委託者は、非常災害に対する具体的計画を立て、これに対する不断の注意と訓練に努める体制を整備しなければならない。

3 登録一時保護委託者は、前項の訓練のうち、避難及び消火に係るものについては、少なくとも毎月1回、これを行う体制を整備しなければならない。

(自動車を運行する場合の所在の確認)

第10条 登録一時保護委託者は、児童の登録一時保護委託施設外での活動、取組等のための移動その他の児童の移動のために自動車を運行するときは、児童の乗車及び降車の際に、点呼その他の児童の所在を確実に把握することができる方法により、児童の所在を確認する体制を整備しなければならない。

(児童の権利擁護)

第11条 登録一時保護委託者は、入所する児童に対し、その意見又は意向(意見聴取等措置において表明された意見又は意向を含む。)を尊重した支援を行う体制を整備しなければならない。

(児童の所持物)

第12条 登録一時保護委託者は、入所する児童の所持する物の取扱いについて、次の各号に掲げる要件を満たす体制を整備しなければならない。

- (1) 合理的な理由なく、児童の所持する物の持込みを禁止しないこと。
- (2) 前号に規定する合理的な理由があり、やむを得ず児童の所持する物の持込みを禁止する場合は、児童又は他人の生命等に係る緊急の場合を除きあらかじめ児童相談所長又は知事に相談すること。
- (3) 第1号に規定する合理的な理由があり、やむを得ず児童の所持する物の持込みを禁止する場合は、児童相談所長又は知事が、児童に対して、その理由について十分な説明を行い児童の理解を得るために、児童相談所長又は知事に協力するよう努めること。
- (4) 児童の所持する物を保管する場合は、紛失、盗難、毀損等が生じないような設備に保管すること。

(構造設備の基準)

第13条 登録一時保護委託施設の構造設備は、次に掲げる要件を満たさなければならない。

- (1) 採光、換気等児童の保健衛生及び入所している児童に対する危害防止に十分な考慮を払って設けること。
- (2) 児童の居室、食事をする場、浴室及び便所を設けること。
- (3) 児童の居室は、児童が穏やかに過ごすことができ、安心して暮らすことができる環境を整えること。
- (4) 入所している児童の年齢等に応じ、男子と女子の居室を別にすること。
- (5) 浴室及び便所は、男子用と女子用とを別にすること。ただし、少数の児童を対象として設けるときは、この限りでない。
- (6) 居室、浴室及び便所を設けるに当たっては、入所する児童の年齢、性別、性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する国民の理解の増進に関する法律(令和5年法律第68号)第2条第1項に規定する性的指向及び同条第2項に規定するジェンダーアイデンティティ等に配慮すること。
- (7) 30人以上を入所させる施設には、医務室及び静養室を設けること。
- (8) 児童の生活の場は、児童のプライバシーの保護に十分に配慮した環境を整えること。

(職員の一般的要件)

第14条 登録一時保護委託者は、登録一時保護委託施設に入所する児童の保護に従事する職員について、健全な心身を有し、豊かな人間性と倫理観を備え、児童福祉事業に熱意のある者であって、できる限り児童福祉事業の理論及び実際について訓練を受けた者となるよう、体制を整備しなければならない。

(夜間の職員配置)

第15条 登録一時保護委託者は、登録一時保護委託施設において、夜間、少なくとも職員1人以上を置く体制を整備しなければならない。

(他の社会福祉施設を併せて設置するときの設備及び職員の基準)

第16条 登録一時保護委託者は、登録一時保護委託施設に他の社会福祉施設を併せて設置するときは、必要に応じ当該登録一時保護委託施設の設備及び職員の一部を併せて設置する社会福祉施設の設備及び職員に兼ねることができる。

2 前項の規定は、入所する児童の居室及び登録一時保護委託施設に特有の設備並びに入所する児童の保護に直接従事する職員については、適用しない。

(衛生管理等)

第17条 登録一時保護委託施設の衛生管理等は、次に掲げる要件を満たさなければならない。

(1) 入所する児童の使用する設備、食器等又は飲用に供する水については、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講ずること。

(2) 当該登録一時保護委託施設において感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないように努めること。

(3) 入所する児童の希望等を勘案し、清潔を維持することができるよう、適切に、入所する児童を入浴させ、又は清拭^{しき}すること。

(4) 入所する児童に対し清潔な衣服を提供すること。ただし、下着は児童の所持する物を使用させ、又は未使用のものを提供すること。

(5) 必要な医薬品その他の医療品を備えるとともに、それらの管理を適正に行うこと。

(食事)

第18条 登録一時保護委託施設における入所する児童の食事の提供は、次に掲げる要件を満たさなければならない。

(1) 入所する児童に食事を提供するときは、栄養及び当該児童の身体的状況を考慮したものとする。

(2) 児童の健康な生活の基本としての食を営む力の育成に努めること。

(入所した児童及び職員の健康状態の把握等)

第19条 児童相談所長又は知事は、入所した児童の健康状態を把握するため、当該児童の状況等に応じ、医師又は歯科医師による診察その他の必要な措置を講じなければならない。

2 登録一時保護委託者は、児童相談所長又は知事が前項の措置を講ずることができるようになるため、児童又は他人の生命等に関わる緊急の場合を除き、あらかじめ児童相談所長又は知事に相談する体制を整備しなければならない。

3 第1項の措置の実施により児童の健康状態を把握した医師又は歯科医師は、その結果必要な事項を入所した児童の健康を記録する表に記入するとともに、必要に応じ一時保護の解除及び医療上の措置等必要な手続をとることを、児童相談所長又は知事に勧告しなければならない。

4 登録一時保護委託者は、登録一時保護委託施設に入所する児童の保護に従事する職員の健康状態の把握に当たっては、特に入所している児童の食事を調理する者につき、綿密な注意を払わなければならない。

(養護)

第20条 登録一時保護委託者は、登録一時保護委託施設における養護について、児童に対して安定した生活環境を整えるとともに、生活支援及び教育を行いつつ児童を養育することにより、児童の心身の健やかな成長を支援することを目的として行う体制を整備しなければならない。

(生活支援、教育及び親子関係再構築支援等)

第21条 登録一時保護委託者は、登録一時保護委託施設における生活支援について、児童の自主性を尊重しつつ、基本的な生活習慣を確立するとともに、豊かな人間性及び社会性を養うことができるように行う体制を整備しなければならない。

2 登録一時保護委託者は、登録一時保護委託施設における教育について、児童がその適性、能力等に応じた学習を行うことができるよう、適切な相談、助言、情報の提供等の支援により行う体制を整備しなければならない。

3 登録一時保護委託者は、学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する学校（幼稚園を除く。）に在籍している児童が適切な教育を受けられるよう、当該児童の希望を尊重しつつ、その置かれている環境その他の事情を勘案し、

通学の支援その他の教育に必要な支援に関して、児童相談所と協力して行うよう努める体制を整備しなければならない。

4 登録一時保護委託者は、児童の家庭の状況に応じ、親子関係の再構築等が図られるよう、必要な支援等に関して、児童相談所と協力して行うよう努める体制を整備しなければならない。

5 登録一時保護委託者は、児童が適切な支援を受けられるよう、一時保護の解除後も、当該解除を行った児童相談所に必要な協力をするよう努める体制を整備しなければならない。

（登録一時保護委託者内部の規程）

第22条 登録一時保護委託者は、次に掲げる事項のうち必要なものにつき規程を設けなければならない。

（1）入所する児童の支援に関する事項

（2）その他施設の管理についての重要事項

（登録一時保護委託者における記録）

第23条 登録一時保護委託者は、入所する児童の処遇の状況について、児童相談所から求められた場合に、その情報を提示することができるように記録する体制を整備しなければならない。

（秘密保持等）

第24条 登録一時保護委託者の職員は、正当な理由がなく、その業務上知り得た児童又はその家族の秘密を漏らしてはならない。

2 登録一時保護委託者は、職員であった者が、正当な理由なく、その業務上知り得た児童又はその家族の秘密を漏らすことがないよう、必要な措置を講じなければならない。

（苦情への対応）

第25条 知事は、登録一時保護委託施設に入所している児童又はその保護者等からの苦情に迅速かつ適切に対応するため、苦情を受け付けるための窓口を設置する等の必要な措置を講じなければならない。

2 知事は、前項の必要な措置として、苦情の公正な解決を図るために、苦情の解決に当たって当該登録一時保護委託者の職員以外の者を関与させなければならない。

（電磁的記録）

第26条 登録一時保護委託者の職員は、記録、作成その他これらに類するもののうち、この条例の規定において書面で行うことが規定されているもの又は想定されるものについては、書面に代えて、当該書面に係る電磁的記録により行うことができる。

付 則

この条例は、公布の日から施行する。

令和8年9月1日提出

茨城県知事 大井川 和彦

第100号議案

茨城県都市公園条例の一部を改正する条例

茨城県都市公園条例（昭和32年茨城県条例第26号）の一部を次のように改正する。

別表第2（5）有料公園区域を利用する場合の表中

320	160	240	130	を	320 (500)	160 (250)	240 (380)	130 (190)	に改め、同表備考に
-----	-----	-----	-----	---	--------------	--------------	--------------	--------------	-----------

次の1項を加える。

3 括弧内は、知事が定める期間に利用する場合に適用する料金である。

付 則

この条例は、公布の日から施行する。

令和8年9月1日提出

茨城県知事 大井川 和彦